社会福祉法人明和会 たまんな ゆうゆう

短期入所生活介護事業(介護予防) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人明和会が経営する たまんな ゆうゆう 併設の短期入所生活介護(介護予防) 事業所(以下「事業所」という)が行う指定短期入所生活介護の事業(介護予防)(以下「事業」 という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援 専門員、介護福祉士、看護職員及びその他の従業者(以下「従業者」という)が、利用者の心身機 能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護(介護予防)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるように援助を行う。
- 2 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - 一 名称 たまんな ゆうゆう 短期入所生活介護(介護予防)事業
 - 二 所在地 長崎県五島市玉之浦町玉之浦1371番地1 (たまんな ゆうゆうに併設)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - 一 管理者 1人(常勤職員1人 介護老人福祉施設・通所介護・居宅介護支援事業者・委託事業 管理者と兼務)

管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、運営規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- 二 医師 1人(非常勤職員1人 うち内科1人) 入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 1人(常勤職員1人 介護老人福祉施設と兼務)

生活相談員は、短期入所生活介護(介護予防)計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が 日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に 把握しつつ、相談援助業務を行う。

- 四 介護職員 12 人以上 介護老人福祉施設と兼務) 短期入所生活介護計画に基づき、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 五 看護職員 2人以上 (介護老人福祉施設と兼務) 短期入所生活介護 (介護予防)計画に基づき、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- 六 管理栄養士 1人(介護老人福祉施設と兼務) 食事の献立作業、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。
- 七 介護支援専門員 1人 (介護老人福祉施設と兼務)
- 八 事務職員 2人以上(介護老人福祉施設・通所介護・訪問介護・居宅介護支援事業者・委託事業と兼務)

事務職員は、利用者より指定短期入所生活介護における利用料の支払いを受けるとともに、当該サービスの内容及び費用についての同意を得る。必要な事務を行う。

- 九 調理員 5人以上 (介護老人福祉施設・通所介護と兼務) 給食業務を行う。
- 九 機能訓練指導員 1人以上(介護老人福祉施設と兼務) 短期入所生活介護(介護予防)計画に基づき、利用者の機能回復訓練業務を行う。

(利用定員)

第5条 事業の利用定員は10人とする。ただし、本体施設である特別養護老人ホームの空床利用の場合は、この限りではない。

(指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

- 第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護(介護予防)を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護(介護予防)が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。(厚生大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。)
 - 一 入浴、清拭
 - 二食事
 - 三 排泄の介助
 - 四 離床、更衣、整容その他日常生活上の世話
 - 五 健康チェック
 - 六 日常動作訓練
 - 七 レクリエーション
 - 八 送迎
 - 九 相談援助等の支援
- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。なお、滞在に要する費用については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
 - 一 通常の送迎の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 実費負担
 - 二 食事の提供に要する費用 1日1,445円(朝食395円 昼食525円 夕食525円)
 - 三 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護(介護予防)において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
 - (1) 理容代(出張訪問理容)の費用 実費負担(1,500円)
 - (2) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの
 - ・ティッシュ(税込 1箱80円)
 - ・電気代 (テレビ1月 100円 冷蔵庫1月150円)
 - 四 滞在に要する費用 多床室 915円 (1日あたり 2人部屋 8床) 従来型個室 1,231円 (1日あたり 2床)
 - 五 食事の提供に要する費用 1,445円(1日当たり)

3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は五島市内とする。

(但し、福江島以外の場合は、福江港までとする。)

(サービスに当たっての留意事項)

- 第8条 利用者は、短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事について留意するものとする。
 - 一 努めて健康に留意すること。
 - 二 管理者が定めた場所以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
 - 三 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
 - 四 その他管理者が定めたこと。

(高齢者虐待防止等)

- 第9条 虐待・身体拘束委員会を設置し、毎月1回以上委員会を開催し、高齢者虐待及び身体拘束の 廃止に向けて必要な措置を講ずる。
- 2 少なくとも年2回以上の研修会を開催し、高齢者虐待防止に向けた職員の知識の向上を図る。

(衛生管理)

- 第10条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品・医療用具の管理を適切に行う。
- 2 感染症予防委員会を設置し、少なくとも3か月に1回以上の委員会を開催し、感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講ずる。

(事故の防止等)

- 第11条 事故予防委員会を設置し、毎月1回以上委員会を開催し、高齢者の事故の防止に努める。
- 2 少なくとも年2回以上の研修を開催し、事故防止に向けた職員の意識及び知識の向上を図る。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 従業者は、短期入所生活介護(介護予防)の実施中に、利用者の病状に急変が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の措置を講じるとともに、管理者及び家族に報告しなければならない。その他緊急事態が発生したときは、管理者及び特別養護老人ホームゆうゆうの里に報告しなければならない。
- 2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、非常災害に関する具体的(消防、風水害、地震等)計画を作成し、防火管理者 又は火気、消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回、定期 的に避難、救助、通報等の訓練を行う。

(生産性向上等)

第14条 利用者の安全並びに介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。

(業務継続計画等)

第15条 必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、感染症若しくは災害に関する業務計画を策定する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年6回以上実施し、フォローアップ研修も行う
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなく なった後においてもこれら秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この事項に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人明和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は、平成30年8月1日から施工する。
- この規定は、平成31年4月1日から施工する。
- この規定は、令和1年7月1日から施工する。
- この規定は、令和3年4月1日から施工する。
- この規定は、令和4年4月1日から施工する。
- この規定は、令和4年4月1日から施工する。
- この規定は、令和6年4月1日から施工する。
- この規定は、令和6年8月1日から施行する。